

富山県最終評価報告書（案） 概要版

1 富山県最終評価報告書（案）の概要

国が多面的機能支払交付金の第二期（令和元年～6年）の最終評価を令和6年度に実施するため、令和4年度末時点における県の施策効果の発現状況を評価し、農山村振興対策委員会委員に諮ったうえで、富山県最終評価報告書案として国へ提出するもの。

2 富山県最終評価報告書（案）の評価方法について

本交付金の評価の視点に基づき、市町村から提出された第二期の各年度の実績報告書や、令和4年度末現在の実施状況報告書、また市町村や活動組織にアンケート等を実施し、“a～d”の4段階で各項目の効果の発現状況を評価。

3 本県の多面的機能支払交付金の実施状況について

令和4年度末現時点において県内15市町村において、1,034組織（1,440集落）が41,930haの農用地で農地維持支払活動を実施している。取組率は75.3%、全国第3位となり、全国的にみても、積極的に地域活動を行っている。



（参考）令和4年度末時点の各活動の実施状況

	組織数 (組織)	認定面積 (ha)		備考	
		カバー率	全国平均		
農地維持支払	1,034	41,930	75.3%	56%	全国第3位
資源向上（共同）	869	37,598	68.9%	50%	
資源向上（長寿命化）	272	12,591	26.4%	19%	

4 **多面的機能支払交付金の効果の発現状況について**

(1) 資源と環境

本交付金を活用した、水路や農道等の施設管理は、**比較的评价が高く、効果を発現している状況**である。

本県は集落（地域）全体で活動を実施する共同活動のカバー率は約7割あり、農家と非農家が積極的に共同活動を実施している。**前回評価が低かった「④非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成」の評価が上がっており**、これは、日頃は農地との関わりが少ない人々が加わり実施する共同活動が、農地の維持活動の重要性を伝える機会となったと考えられる。しかしながら、**「⑤水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化」の評価は前回よりも下がっており**、理解は得られながらも、想定以上に集落の少子高齢化や過疎化が進み、人材の確保につながっていない状況である。このため、集落内部での人材確保には限界が来ているものと考えられ、**集落外部からの人材を確保する必要**がある。

また、昨今、全国的に災害が激甚化しており、災害の少ない本県においても、近年増加傾向にあるため、地域で防災体制の話合いが進んだことから、**「⑩地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化」評価が前回よりも上がったもの**と考えられる。

(2) 社会

共同活動の一つである農村環境保全活動（花壇整備、遊休農地を活用した畑作物の作付けから収穫など）は、集落の自治会や女性会等の団体、児童会を通じた若い世代の参加を促しやすく、他の地域活動に参加してもらえるきっかけとなっている。そのため、**本交付金の活動を行うことによって、地域のつながりが強くなったと感じている活動組織が多い**。しかしながら、高齢化や過疎化等により、地域の伝統文化（地域行事、祭事等）の継承を難しく感じている活動組織もあり、単なる参加者の確保だけではなく、文化を継承していけるような、**地域のリーダーづくりが必要**である。

(3) 経済

本項目は比較的、評価が低いですが、**「⑫非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減」は、前回評価よりも評価が高くなっている**。これは（1）の「④非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成」が進んだ結果と考えられる。

一方で、「**⑫担い手農業者の育成・確保**」や「**⑭農産物の高付加価値化や6次産業化の推進**」の評価は低いままであり、本交付金を活用した活動だけでは限界があるものと推測され、県推進協議会の研修会等を通じ、関連事業を周知するなどし、互いの事業の相乗効果を図る術を検討したい。

【評価項目の抜粋】

R 2 = 中間評価（令和2年度末評価）

R 4 = 最終評価（令和4年度末評価）

	効果項目	評 価		
		R2	R4	比較
(1) 資 源 と 環 境	① 遊休農地の発生防止	b	b	—
	② 水路・農道等の地域資源の適切な保全	a	a	—
	③ 鳥獣被害の抑制・防止	b	b	—
	④ 非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成	c	b	↑
	⑤ 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化	b	c	↓
	⑥ 施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制	a	a	—
	⑦ 農業用施設の知識や補修技術の向上	b	b	—
	⑧ 定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減	a	a	—
	⑨ 地域の環境の保全・向上	b	b	—
	⑩ 地域の環境の保全・向上（生態系）	b	b	—
	⑪ 地域の環境の保全・向上（水質）	b	b	—
	⑫ 地域の環境の保全・向上（景観）	a	a	—
	⑬ 地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上	a	a	—
	⑭ 自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止	b	b	—
	⑮ 災害後の点検や復旧の迅速化	c	c	—
	⑯ 地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化	d	c	↑
(2) 社 会	⑰ 話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化	b	b	—
	⑱ 各種団体や非農業者等の参画の促進	b	b	—
	⑲ 地域づくりのリーダーの育成	b	b	—
	⑳ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	d	d	—
(3) 経 済	㉑ 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減	c	b	↑
	㉒ 担い手農業者の育成・確保	c	c	—
	㉓ 農地の利用集積の推進	b	b	—
	㉔ 農産物の高付加価値化や6次産業化の推進	c	c	—

評価の凡例

- a. 全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
- b. 全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
- c. 全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
- d. 全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる

5 県、市町村における推進活動について

県の主な推進活動は、各市町村への研修会（他県事例の紹介や講師による講演）や担当者会議（国の制度等の説明）やむらづくり推進大会での県内の優良な活動組織への表彰、優良事例紹介などを通して、本制度の普及・啓発を行っている。

優良事例の紹介は、主にHPで行っており、活動のリーダーらや活動組織の会計事務担当者に参照されており、**一定の効果がある。**

また、市町村の主な推進活動は、各活動組織向けの事務研修会の開催、様々な媒体（自治体HP、広報誌等）を活用した取組状況の周知を行っている。特に事務研修会では、活動組織が自治体へ提出する様式や改正点の説明を行っており、**交付金事務を円滑に進める上で、非常に重要なもの**となっている。

上記のように、県と市町村の行う推進活動は、既に交付金取組みを実施している方を対象としていることから、今後の取組として、未取組集落や本交付金制度を知らない非農家等に対して、普及・啓発活動を行う機会を確保し、より多くの農地で本交付金の取り組まれるよう推進していきたい。

実施した主な推進・指導、支援内容（具体的な内容）	県 評価	市町村 評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容（県）：各市町村への様式の提供、説明会の資料の提供等） （具体的な内容（市町村）：各活動組織への様式の提供、説明会の資料の提供等）	◎	○
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容（県）：県協議会HPによる事例紹介） （具体的な内容（市町村）：市等広報誌への掲載、活動の手引き・実践マニュアル等の配布）	○	◎
研修会等の実施 （具体的な内容（県）：各市町村の担当者向けに事業説明会を年2回程度開催） （具体的な内容（市町村）：事務研修会等、活動組織への対面での書類の中間検査）	◎	◎
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容（県）：農村振興・環境保全優良活動表彰による知事賞の授与） （具体的な内容（市町村）：県の優良活動表彰への活動事例の推薦）	◎	○
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容（県）：県多面的機能推進研修会におけるブース展示） （具体的な内容（市町村）：「むらづくり推進大会」による優良事例の発表補助、参加）	○	○